

美波病院が落成!



主な内容

- 病院・診療所職員配置表 …… P2
- タクシー利用料金の助成について … P3
- 国民健康保険の届出をお願いします! … P4
- 国民健康保険税の特別徴収(年金控除)について … P5
- 各お知らせ …………… P10~11

広報みなみ HP



タクシー利用料金の助成について

昨年度に引き続き、高齢者の方々に自動車の運転が出来ない方や、公共交通機関の利用が困難な方等の日常生活の利便を図ることを目的にタクシー利用料金の一部を助成する事業を行っています。申請は随時受付しています。

1. 助成対象要件 (以下の①～⑤全てに該当する方が対象となります。)

- ①65歳以上の方
- ②町内に住所を有する者でかつ在宅で生活を営む方
- ③自家用車で移動が困難な方 (次のいずれかに該当する方)
 - ・自動車運転免許証がない方
 - ・自動車を所有していない方
 - ・自動車を所有しているが利用出来ない理由がある方
- ④公共交通機関である駅又はバス停から1キロメートル以上離れた場所に住まわれている方
- ⑤病院、役場、最寄り駅までのタクシー利用料金が千円を超える場所に住まわれている方

【対象となる主な地区】 ※一部地域も含む。

恵比須浜 (恵比須浜、田井)
山河内 (白沢、打越、かんば、府内、西山、大越、明丸)
西河内 (木谷野、馬木、原ヶ野、平戸、庄瀬、はりま、中村)
北河内 (大戸、久望、北分)
赤松 (耳瀬、新発谷、影野、原尻、栗作、日浦)
木岐 (山座、奥、白浜の一部)



2. 利用出来るタクシー

(有) 海南タクシー、由岐タクシー

3. 助成の額

1回につき1,000円以上の料金を助成します。(助成券の交付枚数 月8枚)

【例】タクシー料金2,500円の場合 → 利用者負担1,000円 助成金額1,500円

※タクシー料金の額に関係なく1回の乗車につき支払う金額は1,000円です。

4. 利用方法

登録申請

役場窓口で申請書を記入し、申請いただきます。

本庁舎 総務企画課、由岐支所 ※代理の方でも申請は可能です。

助成券交付

申請後、内容確認し利用月までに助成券を交付します。(毎月)

タクシー利用

町内のタクシーを利用し、料金お支払いの時に助成券を運転手に渡し、1,000円をお支払いください。

※行き先は町内の病院、役場及び最寄り駅と、帰りは自宅に限られます。

◎タクシー利用料金助成に関するお問い合わせ先

役場総務企画課 ☎77-3611



4月からの国民健康保険税の特別徴収（年金控除）について

年金から国民健康保険税を天引きさせていただいている方

※平成28年度中に75歳になられる方、平成27年度の途中で65歳未満の世帯員が国保に加入された方は、特別徴収の対象者とならないため、平成28年度は普通徴収（現金納付または口座振替）で国民健康保険税をお支払いいただくこととなります。また、ご自身が国民健康保険に加入されていない世帯主（擬制世帯主）の方も普通徴収です。お支払い忘れにご注意ください。

●平成28年2月の年金から国民健康保険税をお支払いいただいた方

国保資格の異動がなかった方や口座振替での納付を選択されていない方については、引き続き、2月の特別徴収額と同じ額を平成27年4月・6月・8月の年金から特別徴収（仮徴収）させていただきます。

●平成27年4月2日から10月1日までの間に65歳になられた世帯主の方 および美波町に転入された世帯主の方

下記①②の条件をどちらも満たしており、口座振替での納付を選択されていない世帯主の方は、原則平成28年4月の年金から特別徴収（仮徴収）が始まります。特別徴収の金額は、平成27年度の年税額から計算した金額になります。

<特別徴収の対象となる方>

- ①4月1日現在において、世帯主を含む世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主の方
※ご自身が国保に加入していない擬制世帯主の方は除きます。
- ②年額18万円以上の年金を受給している方（複数の年金を受給している方は、全部の金額の合計ではなく、1つの年金で18万円以上であること）。
※ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の1/2を超える場合は対象となりません。

※平成27年10月2日以降に65歳になられた世帯主の方および美波町に転入された世帯主の方で、上記①②の条件をどちらも満たす場合は、原則平成28年6月から順次特別徴収の対象者となります。

平成28年度4月から初めて特別徴収の対象となる方には、4月の年金支給時まで、仮徴収期間（4・6・8月）の仮徴収額を記載した「仮徴収のお知らせ」をお送りします。

○4月・6月・8月の仮徴収期間中に特別徴収した金額が、7月に確定する年税額を上回る場合は差額分を還付させていただきます。

国民健康保険の届出をお願いします！

美波町の国民健康保険への加入・脱退・変更は、加入者ご自身に届出をしていただくことになります。
(お勤め先や他の市町村で手続きをするだけでは、美波町の国民健康保険への届出にはなりませんのでご注意ください)

次のような場合には、印鑑と必要な書類等をご持参の上、14日以内に役場保健福祉課または由岐支所まで届出をお願いします。

加入の届出が遅れた場合はさかのぼって国民健康保険税が賦課されますが、その間の給付は受けられません。

※脱退・変更の場合、70歳以上の方は「国民健康保険高齢受給者証」もいっしょにご持参ください。

※平成28年1月からは以下すべての届に対して通知カード等の提示(個人番号の確認のため)、本人確認書類提示(顔写真入りのものは1種、顔写真なしの場合は2種)が必要です。

このよう なとき		必 要 な 書 類 等
国民健康保険に 加入するとき	他の市町村から転入したとき	※先に住民生活課または由岐支所で転入の手続きをしてください その後、国保担当で加入手続きをお願いします ・印鑑
	職場の健康保険をやめたとき・ 職場の健康保険の被扶養者でなくな ったとき	・社会保険資格喪失証明書や離職票など (健康保険をやめた日付が確認できる書類) ・印鑑
	子どもが生まれたとき	・国民健康保険被保険者証 ・病院から交付された領収・明細書など ・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止(停止)決定通知書 ・印鑑
国民健康保険を 脱退するとき	他の市町村へ転出するとき	※先に住民生活課または由岐支所で転出の手続きをしてください その後、国保担当で喪失手続きをお願いします ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき・ 職場の健康保険の被扶養者になっ たとき	・国民健康保険被保険者証 ・加入した健康保険の保険証(脱退する 方全員の方) ・印鑑
	死亡したとき	・国民健康保険被保険者証 ・葬祭費の振込先口座番号 ・印鑑
その他のとき	生活保護を受けるようになったとき	・国民健康保険被保険者証 ・保護開始決定通知書 ・印鑑
	住所・氏名・世帯主が変わったとき	※先に住民生活課または由岐支所で変更 の手続きをしてください ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑
	世帯分離・世帯合併をしたとき	※先に住民生活課または由岐支所で変更 の手続きをしてください ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑
	国民健康保険被保険者証を紛失した とき・汚れて使えないとき	・本人が確認できるもの(運転免許証など) ・印鑑
	修学のため、子どもが世帯を離れて 他の市町村に居住するとき	・国民健康保険被保険者証 ・在学証明書など ・印鑑

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎77-3614



国民年金だより



◆会社を退職された方へ

国民年金の手続きはお済みですか？

国民年金の届出が必要です！

●20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。

勤務先を退職された方に扶養されていた配偶者の方も、国民年金への変更の届出が必要です。

【手続きについて】

お住まいの市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

【手続きに必要なもの】

年金手帳

【保険料額】

国民年金の保険料は、月額15,590円(平成27年度)です。

※退職と同時に会社員(または公務員)の配偶者に扶養されている方は、配偶者の勤務先への届出が必要です。

保険料の免除制度があります！

●保険料を納めることが困難な場合、全額または一部(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)の保険料が免除になる制度があります。

メリット1 退職(失業)の場合は、退職された方の所得を除外して審査！

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職(失業)時の免除申請は、退職された方の所得が審査の対象から除かれます。

メリット2 保険料を一部納付したのと同じ！

全額免除になった期間の年金額の計算は、保険料を納めた場合と比較して、2分の1になります。

メリット3 万が一の際にも確かな保障！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの保証もあります。

【手続きについて】

「国民保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所へ提出してください(郵送の場合は事務センターでも可)。

申請が遅れても最大2年1カ月前までの免除申請をすることができますが、申請が遅れると**万が一の際に障害年金などを受け取れない場合**や退職(失業)時の免除審査の特例(退職された方の所得を除外して審査)が受けられない場合がありますので、**すみやかに申請してください**。

【手続きに必要なもの】

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書(申請書は手続き先の窓口、ホームページにあります)
- ②年金手帳
- ③雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

免除された期間の年金はどうなるの？

- 全額免除期間の老齢基礎年金額は、保険料を納めた場合の2分の1で計算されます。

免除された保険料を後で支払うことはできるの？

- 免除期間の保険料、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。
 - ・老齢基礎年金を受けている方は追納することができません。
 - ・追納をご希望のときは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

国民年金は3つの年金であなたをサポートします！

- 老齢基礎年金 年金額 780,100円(満額)
 - ・20歳から60歳になるまでの40年間、全期間保険料を納付された方は65歳から満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。
 - ・お勤めしていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取れます。
- 障害基礎年金 年金額 975,100円(1級)
780,100円(2級)
 - ・国民年金に加入中病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金を受け取ることができます。
- 遺族基礎年金 年金額 1,004,600円(子が1人いる配偶者の場合)
(基本額780,100円+子の加算額224,500円)
 - ・国民年金に加入中の方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が、遺族基礎年金を受け取ることができます。
 - ・遺族基礎年金の支給は、子が18歳に到達する年度の末日まで(子に障害がある場合20歳まで)です。

※上記金額は、平成27年度の額です。
※年金を受け取るには、一定の要件が必要です。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎77-3613 由岐支所 ☎78-2211

総務省と経済産業省は、平成28年6月1日現在で、「平成28年経済センサス-活動調査」を実施します。全国のすべての事業所及び企業が対象になります。また、調査員が事業所を訪問して調査を行う「調査員による調査」では、インターネットでご回答いただけます。なお、紙の調査票にご記入いただき、調査員に提出することもできます。国が郵送にて行う「国、都道府県及び市による調査」では、インターネット又は郵送でご回答いただけます。皆様の調査へのご理解・ご回答をよろしくお願いいたします。



ジカウイルス感染症について

ブラジル等南米を中心にジカウイルス感染症が流行しています。ブラジルでは今年オリンピックが開催されることから、渡航者が急増することが予想されており、世界中で感染者が増えることが懸念されています。

今後、流行地への渡航予定のある方（※特に妊婦の方）はご注意ください、万が一海外の流行地で蚊にさされてから数日後に症状がみられた場合は、医療機関を受診してください。

主な症状は？

発熱、発疹、結膜炎、筋肉痛、関節痛、倦怠感、頭痛などですが症状が軽いため気付かない場合もあります。

どのように感染？

デング熱と同様、蚊を媒介して感染します。ヒトからヒトへ直接感染することはないと言われていましたが、性交渉による感染が最近新たに確認されました。

予防法は？

中南米等海外の流行地域に渡航する際は、蚊に刺されないように長袖長ズボンの着用が推奨されます。また、蚊の忌避剤も有効です。

日本での発生は？

海外の流行地で感染した症例は見つかっていますが、日本国内で感染した症例はありません。しかし、媒介蚊であるヒトスジシマカは国内各地に生息しており、今後国内で感染者が出る可能性は否定できません。

妊婦や胎児への影響は？

妊娠中の女性が感染すると胎児に「小頭症」という先天性の症状を引き起こすことが強く疑われています。妊婦の方の流行地域への渡航は控えた方が良いとされています。



【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 予防接種係 ☎77-1171

平成28年4月から 介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上の高齢者の皆さんを対象に、いつまでも元気で住み慣れた地域で生活できるようニーズに合った介護予防や生活支援サービスを総合的に提供する事業です。

また、これまで要支援1・2の認定を受けて利用していた介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）がこの事業に移行します。

利用できるサービスは大きく2つの事業があります

介護予防・生活支援サービス事業

対象者：介護保険の要支援1・2の認定を受けた人、
基本チェックリスト等で事業対象者と判定された人

- 訪問型サービス・・・現行の訪問介護相当サービス
- 通所型サービス・・・現行の通所介護相当サービス
- 生活支援サービス・・・見守り訪問（電話を含む）

一般介護予防事業

対象者：美波町民

- 総合相談、いきいき体操、太極拳、ノルディックウォーク、手芸教室、脳若返り教室など



現在、要支援認定の人は何が変わる？

事業の枠組みが変わる以外に大きな変更はありません。

現在サービスを利用している場合、要支援認定の有効期間中は継続して同じサービスを利用できます。

利用・参加するには？

生活の中の困りごとなどができたときは、これまでどおり町役場・地域包括支援センターにご相談ください。心身や生活の状況によって介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険サービスの利用などニーズに合った事業をご紹介します。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 介護保険係 ☎77-3614
美波町地域包括支援センター ☎77-1171

第8回 美波町スポーツ少年団駅伝大会

1月31日(日)、美波町スポーツ少年団駅伝大会が開催されました。海部郡内から男子の部8チーム、女子の部8チーム、オープンの部に6名が参加し、沿道からの声援を受けながら健脚を競いました。男子の部は日和佐バロンズ-A、女子の部は由岐JVC-Aが優勝しました。

【男子の部】

優勝：日和佐バロンズ-A
準優勝：FC.YUIMAR
第3位：牟岐若潮クラブ-A



男子の部「優勝」の
日和佐バロンズ-Aチーム

【女子の部】

優勝：由岐JVC-A
準優勝：由岐少年野球部
第3位：日和佐ファイターズ-A



女子の部「優勝」の
由岐JVC-Aチーム



【区間賞】男子の部

原 一聡(1区)… 日和佐バロンズ-A
賀永琳子(2区)… FC.YUIMAR
水口 駿(3区)… 日和佐バロンズ-A
篠原聖翔(4区)… 日和佐バロンズ-A
野張爽真(5区)… FC.YUIMAR



【区間賞】女子の部

尾崎瑠音(1区)… 由岐少年野球部
森下大暉(2区)… 由岐少年野球部
神野広翔(3区)… 由岐少年野球部
岸 煌星(4区)… 由岐少年野球部
岸 凜花(4区)… 由岐JVC
戎井那奈(5区)… 由岐JVC

} 同タイム

いざというときしっかりサポート

スポーツ安全保険

まかせて安心

4
4名以上の団体・グループで
ご加入ください。



傷害保険 賠償責任保険 突然死葬祭費用保険

対象となる事故 団体活動中の事故 / 往復中の事故

保険期間 平成28年4月1日午前0時から平成29年3月31日午後12時まで
(申込受付は平成28年3月から)

掛金 掛金(1人年額 800円~11,000円)は、活動内容・年齢によって
ご選択いただく加入区分ごとに異なります。

補償内容 補償内容は、加入区分によって異なります。詳しくは、ホームページなどをご覧ください。

スポーツ安全協会 検索 インターネットからも加入受付を行っております。詳しくは、ホームページをご覧ください。

公益財団法人 スポーツ安全協会 徳島県支部

〒770-0939 徳島市かちどき橋一丁目 41 番地 TEL088-655-3660 電話受付時間:午前8時30分~午後5時15分(土、日、祝日を除く)

携帯電話から
資料請求ができます。

保険の詳細な内容、資料の請求は、
ホームページをご覧ください。

<http://www.sportsanzen.org>

●資料請求は、インターネットより
受付けております。



【お問い合わせ先】 日和佐公民館(☎77-0028) 由岐公民館(☎78-0007)

平成27年12月作成 15-T08342



9 広報みなみ No.120

由岐支所宿直の廃止について

平成28年4月1日から役場由岐支所の宿直を廃止といたします。

午後5時15分から翌朝8時30分まで職員が不在となります。この間の電話については役場本庁(日和佐)に転送されます。届出等につきましても本庁で対応することとなります。ご不便をおかけいたしますがご理解の程よろしく願いいたします。なお、この間は機械による夜間警備を実施することといたします。

また、大雨や台風などの警報発令時には今までどおり支所職員及び指定された職員が登庁し、待機することといたします。

土曜、日曜、祝祭日及び年末年始(12月29日～1月3日)の日直(午前8時30分～午後5時15分)につきましては、従来どおりです。

美波町特別支援連携協議会について

美波町では、特別な支援が必要な乳幼児・児童・生徒及びその保護者に対する支援体制の整備促進のために特別支援連携協議会を設置しています。医療・保健・福祉・労働・心理・教育等のそれぞれの機関の委員や保護者委員が連携をもち、現在だけでなく就労や自立にむけた支援のあり方について話合います。

【特別支援連携】協議会では次のようなことについて取り組みます。

平成27年度も、各関係機関が子どもたちへの切れ目のない自立へ向けての支援を行っていただけるように話合いを持ちました。その中で、美波っ子ファイルの利用や各関係機関の取り組みについて情報交換しました。

- ①**全体会** こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援体制の推進や整備に関することについて研修を深めあったり話合います。(年2回程度)
- ②**支援ケース会** 必要に応じて開かれます。特別な支援が必要なお子さんについて、関係機関に相談することができ、支援に関する対応を考えたり、長期的な視点にたったの助言をもらったりすることができます。
- ③**その他、目的達成に必要なこと** *美波町特別支援連携協議会では、保護者委員を公募します。(2名程度) 美波町内在住の方で特別支援教育について関心のある方は、3月31日までに町教育委員会(☎77-3620)へご連絡ください。任期は1年(4月1日から3月31日)です。

3月定例教育委員会の
日程について

日時 3月30日(水)午前9時30分～
場所 日和佐公民館3階会議室

平成28年度 美波町育英
奨学金を希望される方へ

美波町教育委員会では、優秀な人材を多く育成することを目的に、経済的な理由で就学が困難な学生に奨学金を貸与します。
資格要件等

- ①町内に住所を有する者の子弟で、大学(短大・高専・各種専門学校を含む)、高校に在学中、又は入学が決定しており、学業及び人物が優秀な者
 - ②学資の支弁が困難と認められる者
- ※他の奨学金と重複してもさしつかえありません。
- 奨学金貸与額(月額)
- ・ 大学等 5万円以内
 - ・ 高校 2万円以内

第12回

まけまけマルシェ

3月13日(日)
午前10時～午後3時
道の駅ひわさ



利子 無利子
返還期間

卒業1年後から10年以内。但し年間の返還額が大学等で12万円、高校で6万円を下まわることとはできません。(短大の場合は、返還期間が8年となります。)

貸与者の決定

審査委員会を開催して貸与者を選考します。

申請方法

申請書類は美波町教育委員会・由岐公民館にあります。申請書に必要な事項を記入の上、期限までに美波町教育委員会へ提出してください。

申請期限 5月13日(金)

お問い合わせ先

美波町教育委員会 ☎77-3620

職業訓練を受講して
早期就職を目指そう!!

ハローワークで、ご自身の希望や求人状況などと合わせて「職業訓練」でスキルアップを図る方法を職員と一緒に考えていきましょう。

「自分はどんな職業訓練がうけられるのだろうか?」と思っている方はハローワーク訓練相談窓口をお尋ねください。

雇用保険を受給できる人もできない人も、公共職業訓練・求職者支援訓練など様々な職業訓練を準備しています。ハローワ

ークの訓練相談窓口を有効活用して、就職に向けての能力開発を図りましょう。

また、徳島労働局ホームページでは「募集中の訓練一覧」を掲載しています。

<http://tokushima-roudoukyoku.jstse.mhlw.go.jp>

お問い合わせ先
ハローワーク牟岐 職業相談部門
☎0884-72-1103

平成28年度 法務省専門職員(人間科学)採用試験について

試験日(第1次試験)
5月29日(日)

受付期間

(1) インターネット
4月1日(金)午前9時～13日(水)受信有効
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

(2) 郵送または持参

4月1日(金)～4日(月)

試験の区分

- (1) 矯正心理専門職
 - (2) 法務教官
 - (3) 法務教官(社会人)
 - (4) 保護観察官
- ※受験資格については、各区分異なりますのでお問い合わせください。

受験申込等のお問い合わせ先

(1) 高松矯正管区職員課(高松

市丸の内1-1 高松法務合同庁舎内)
☎087-822-4469

(2) 徳島少年鑑別所庶務課(徳島市助任本町5-40)
☎088-652-5606

(3) 国家公務員試験採用情報

NAV I
<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyohun>

「JICAボランティア募集」は僕たちにもできることは必ずある

① 青年海外協力隊

日系社会青年ボランティア

② シニア海外ボランティア

日系社会シニア・ボランティア
☆あなたの技術・経験を開発途上国で生かしてみませんか? 現地の人々と協働しながら、人づくり、国づくりに協力します。

対象者

① 満20～39歳、② 満40～69歳
(2016年4月1日現在)

※日本国籍を持つ人
申請について

◎ 募集期間

4月1日(金)～5月9日(月)

◎ 応募書類配布場所

JICA 四国、徳島県国際交流協会、美波町役場

映画無料上映& JICA ボランティア募集説明会を開催します!!

映画「クロスロード」の上映と、海外ボランティアの体験談を同時開催!

映画だけの参加も可能です。
日時 4月9日(土)午後1時～5時(青年・シニア共に、参加無料・申込不要・入退室自由・どなたでも参加可。)

場所 シビックセンター4階ホール(徳島市元町1丁目24番地)

会場内)

ホームページ

<http://www.jica.go.jp/volunteer/seminar/shikoku/>

お問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構 JICA 四国
☎087-821-8824

小学生・高校生のための夏休み海外研修交流事業

参加者募集

公益財団法人・国際青少年研修協会では、10事業の参加者を募集しています。体験を通して、お互いの理解や交流を深め、国際性を養うことを目的に実施します。おひとりでご参加になる方が7割以上、はじめて海外へ行かれる方が多く、全国から参加するお友達との出会いも楽しみのひとつです。仲間づくりの指導もごさいますので、安心してご参加いただけます。

内容 ホームステイ・ボランティア・文化交流・学校体験・英語研修・地域見学・野外活動など

派遣先 イギリス(英国)・オーストラリア(豪州)・カナダ・サイパン・シンガポール・フィジー・フィリピン・モンゴル

日程 7月22日(金)～8月14日(日) 8日間～18日間(※コースにより異なる)

対象 小3～高3の方まで(※コースにより異なる)

説明会 全国12都市、5月下旬(※入場無料・予約不要)

参加費 25～69万円

締切 5月26日(木)および6月9日(木)(※コースにより異なる)

お問い合わせ先・資料請求

公益財団法人 国際青少年研修協会
☎03-6417-9721

e-mail: info@kskk.or.jp

URL: <http://www.kskk.or.jp>

第37回 青少年国際交流 キャンプ参加者募集

富士山麓の自然豊かなキャンプ場で、全国から集まる青少年(日本人・外国人)が、キャンプ生活や富士登山などの野外活動を共にしながら友情を深め、様々な体験を通して、「仲間づくり」「チャレンジ」の大切さや友だちと協力し助け合う楽しさを学ぶことを目的とします。

期間 8月1日(月)～5日(金) 4泊5日
場所 静岡県立朝霧野外活動センター

定員 日本人80名、外国人20名
対象 小学3年生～中学3年生

内容 富士登山、テント生活体験、野外炊飯体験、キャンプファイヤー、ワイドゲーム、アンダースターリースリーピング(野宿体験)など

締切 7月8日(金)

参加費

・新大阪駅/69,000円(小学生)、81,000円(中学生)

・新神戸駅/70,000円(小学生)、83,000円(中学生)

・岡山駅/72,000円(小学生)、87,000円(中学生)

※右記出発・帰着地以外からの参加希望の方は、お問い合わせください。また、出発地・帰着地が異なる場合もご相談ください。

説明会 6月19日(日)午後3時30分～4時30分 岡山国際交流センター

※全国10カ所で開催しています。他会場については、お問い合わせください。

※参加無料、予約不要。

お問い合わせ先・資料請求

公益財団法人 国際青少年研修協会
☎03-6417-9721

e-mail: info@kskk.or.jp

URL: <http://www.kskk.or.jp>



5日	火	女性のための生き方なんでも相談※ (13:00~17:00)	阿南市民会館2階
7日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00)	日和佐老人福祉センター
8日	金	女性のための生き方なんでも相談※ (13:00~16:00)	阿南市民会館2階
12日	火	人権相談 (9:00~12:00)	由岐老人福祉センター
		女性のための生き方なんでも相談※ (13:00~17:00)	阿南市民会館2階
13日	水	行政相談 (13:00~15:00)	由岐公民館
14日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00)	日和佐老人福祉センター
		行政相談 (9:00~12:00)	日和佐老人福祉センター
19日	火	女性のための生き方なんでも相談※ (13:00~17:00)	阿南市民会館2階
21日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00)	日和佐老人福祉センター
		介護相談 (9:00~12:00)	日和佐老人福祉センター
22日	金	女性のための生き方なんでも相談※ (13:00~16:00)	阿南市民会館2階
26日	火	女性のための生き方なんでも相談※ (13:00~17:00)	阿南市民会館2階
28日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00)	日和佐老人福祉センター

◎女性のための生き方なんでも相談は、【阿南・那賀・美波定住自立圏共生ビジョン】女性支援パートナーシップ事業です。

※「女性のための生き方なんでも相談」は、事前に予約が必要です。

【連絡先】 男女共同参画室分室
☎0884-22-0361

美波町社会福祉協議会事務局では、心配ごと相談を随時受付しております。

【受付日】
月~金 8:30~17:00
(土・日・祝祭日は休み)

【連絡先】
美波町社会福祉協議会
☎77-0342
由岐支所 ☎78-1792

町民文芸

由岐句会

惑星のひとつに棲みて海嵐食む
耕して又耕して老いゆくか
春の海風の形の波頭
石仏のつらなる山や木の芽吹く
立ちたがる赤子すこやか春隣
咳こんで喉より出ずる声高し
友の来て話の弾み日脚伸ぶ
葉牡丹の背伸びしてくる花時計
嬉嬉として童が踏むや薄氷
屋上に白衣ゆれをり風光る
捨てかねる姑が手編の炬燵掛け
家族の名書きて厄除け初不動(莊嚴寺)

中川 秀司
住谷 喜舟
米山 玉子
戎谷 久代
戎谷 利公
松内 きぬ
松内 澄魚
森 浄子
坂東 かな
下町 昭
寺口 繁
森本富美子

木岐句会

寒鯛や渚より濃き水平線
嫁よりの春着の届き遠出かな

三谷 静枝
海部夫志子

日和佐短歌会

嬰兒の見つむる先は何ならむ未来へと延ぶ純なる瞳
洗濯の連なり干せる子供服空風うけて踊り華やぐ
助骨の折れし痛みがさし込めば人の情がつくづく沁みる
誰の手をはなれて来しか掃く庭にころがつている青き風船

福井 郁子
栗林 和子
小延 恭弘
本庄たゑ子

投稿(短歌)

新調のウエットストーツのぎこちなさ粉をはたいて今日磯開き

下町 昭

日和佐句会

春北風海鳴り沁みる島港
日脚伸ぶ畑打つ人のにこやかに
黄水仙風を揺すりて嬉しそう
梅見頃誘いとおぼし電話ベル
鳥の声幽かなけれども春兆す

人住まぬ庭に漂う梅の香よ
春隣水の間近を翔ける鳥
閉店の床几重ねて花の雨
軒低き門前町や木瓜の花
春浅し見渡す山も庭の木も
曇り空そつとのぞくやふきのとう
紅梅の匂いほのかにうつとりと
うすらひに風紋の縞鮮やかに

港 とおる
浜名 文子
寺下岩次郎
青山 幸子
青山 文夫
橋本たかき
本庄 潮乃
白河 輝女
福井 咲希
澤田 信子
張野 浩子
森 公子
岡本 真砂

時雨庵句会

背なにく冬陽の温み余るほど
眠る山憚り谷のせせらぎて

名田みや女
勝瑞 高春

町民文芸のコーナーに掲載を希望される場合は、総務企画課(☎77-3611)まで連絡をお願いします。



※原稿は前月の20日前後までに提出してください。

図書館カレンダー

3月の予定 ●休館日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

4月の予定 ●休館日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

『開館日・時間』 ☆ 火曜日～金曜日…午前10時から午後6時まで

☆ 土曜日・日曜日…午前10時から午後5時まで

『休館日』 ★毎週月曜日(祝日に当たるときは翌日も) ★祝日と年末年始

図書館だより

No.120
2016年3月号

「梅田俊作 絵本原画展」

2月10日(水)～3月31日(木)
2Fギャラリー

「梅田さんと遊ぼう手作り絵本 ～世界で一冊の本を親子で作りましょう～」

3月29日(火) 2Fギャラリー
14:00～16:00まで
定員30名(先着順)

※お電話・または図書館カウンターでお申し込みください。

※保護者と一緒なら3歳～

1人の場合は小学3年生～6年生まで



新着本

- おせっかい屋のお鈴さん
- ママがやった
- 神の値段
- アシタノユキカタ
- 臥龍
- 家康、江戸を建てる
- 象は忘れない
- 水鏡推理 2
- 女神
- 情け深くあれ
- フランダースの帽子
- 星宿る虫
- 十津川警部北陸新幹線殺人事件
- ガンルーヂュ
- 漆黒の象
- 幹事のアッコちゃん
- 教場2
- 岳飛伝 16
- バラカ
- また、同じ夢を見ていた
- 神様に一番近い動物
- 軽薄
- ビューティーキャンプ
- 僕と文学
- 16歳の語り部
- 112日間のママ

堀川アサコ
井上荒野
一色さゆり
小路幸也
今野敏
門井慶喜
柳広司
松岡圭祐
藤田宜永
岩井三四二
長野まゆみ
嶺里俊介
西村京太郎
月村了衛
海野碧
柚木麻子
長岡弘樹
北方謙三
桐野夏生
住野よる
水野敬也
金原ひとみ
林真理子
又吉直樹
雁部那由多
清水健
等等

《児童本》

- キキに出会った人びと 魔女の宅急便
- わたし、もうすぐ2ねんせい!
- たこやきのたこさぶろう
- いつだってともだち
- いけいけ! しょうがくいちねんせい
- とんでもない
- まるいもの なかに
- だっこ
- ぼくらはうまいもんフライヤーズ
- こぶたものがたり
- 探偵チームKZ事件ノート
- ジュニア空想科学読本
- 戦国姫一茶々の物語一
- ルイ・ブライユ
- かあちゃんえほんよんで
- べんり屋、寺岡の春。
- 水晶玉を見つめるな!
- へっちゃんらトーマス
- なぞのじどうはんばいき

角野栄子
くすのきしげのり
長谷川義史
内田麟太郎
中川ひろたか
鈴木のりたけ
藤真知子
鈴木まもる
岡田よしたか
中澤晶子
藤本ひとみ
柳田理科雄
藤咲あゆな
迎夏生
かさいまり
中山聖子
赤羽じゅんこ
パット・ハッチンス
さとうまきこ

※このほかにも、実用書、趣味の本、児童書や絵本などたくさんのお本が入っています。あなたの読みたい本が図書館になければ、予約やリクエストができます。どんどん申し出てください。お待ちしております。

美波町日和佐図書・資料館 ☎0884-77-2733





人口と世帯 (平成28年2月29日現在)

	人口	前月比
人口	7,281人	(-17)
男	3,363人	(-11)
女	3,918人	(-6)
世帯数	3,434世帯	(-7)

※平成24年7月9日から「外国人住民の住民基本台帳制度」の施行により人口と世帯に外国人を含んでおります。

社協
だより

死亡

人口
動態

医療保健センター安全祈願祭

2月8日、旧日和佐高校跡地において、「美波町医療保健センター」の安全祈願祭が行われました。美波町医療保健センターは、2017年3月の工事完成、同6月の開所予定です。



第10回 徳島県グリーンサッカー大会出場

平成28年2月28日(日)、徳島スポーツビレッジで開催された、第10回徳島県グリーンサッカー大会に美波町女子サッカーチームの「ミナ美ナミ」が、海部郡代表として出場し、各支部を勝ち進んできた8チームの中で、激闘を繰り返してきました。サッカーを楽しむ事を基本とし、厳しくハードな練習を日々行ってきた結果、見事3位に入賞しました!

来年は徳島県1位を目指しこれからも頑張っていきます!

